

会員に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人政治経済研究所(以下、「この法人」という。)の定款第51条第2項の規定に基づき、この法人の会員の種類及び入会・退会並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この法人が民間学術研究機関である性格上、事業に要する資金の一部を民間資金導入により補うものとする。

(会員の種類)

第2条 この法人では、事業の維持・発展のため次の各項に該当する会員制度を設けており、不特定多数の人たちの中から広く事業に協賛される会員を募るものとする。

2 維持会員

(1)維持会員は政治経済研究所維持会員と東京大空襲・戦災資料センター維持会員の2種類とする。

(2)この法人の行う事業や社会的役割を認め、この法人の維持・存続のための維持会員制度を設けている。一定額の会費を定期的に納める個人及び法人、団体は、代表理事の承認を得て政治経済研究所維持会員、東京大空襲・戦災資料センター維持会員となることができる。

3 研究会員

広く社会に学術研究の成果を提供する『政経研究』の社会的使命を認め、その存続と発展のために定額の賛助会費を定期的に納める研究会員制度を設けている。一定額の会費を定期的に納める個人及び法人、団体は代表理事の承認を得て研究会員となることができる。

(理事会への報告)

第3条 代表理事は新たに前条第2項第2号、第3項第2号、第4項の会員になった者について理事会に報告しなければならない。

(入会手続及び会費)

第4条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

2 会員は、入会するときに年会費を納入しなければならない。

3 年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

(1)政治経済研究所維持会員

法人・団体会員 10万円以上

個人会員 6万円以上

ただし、個人及び法人、団体の諸事情により、この限りではない。

(2)東京大空襲・戦災資料センター維持会員

法人・団体会員 1口 10,000円(1口以上)

- 個人会員 1口 2,000円(1口以上)
(3)研究会員
年会費 6,000円

(会費の使途)

第5条 前条の会費は寄附金取扱規程第2条、第3条の一般寄附金として取り扱う。

(会員へのサービス)

第6条 会員は次の各項のサービスを受けることができる。

(1)公開研究会の案内と参加

会員は、この法人が主催する公開研究会の案内を受け、出席することができる。

(2)講演会・研修会への講師派遣

会員あるいは関連団体等の主催による講演会に講師の派遣を求めることができる。

(3)調査・分析の受託

維持会員・研究会員は、理事会へ諮問し、企業・経営分析、社会経済調査などによる分析報告、評価、提案を実費で優先的に受けることができる。

(4)図書・資料の閲覧とレファレンスサービス

この法人では、前身となる東亜研究所及び政治経済研究所、そして東京大空襲・戦災資料センターも含め関係資料・図書の収集・整理を図っており、会員はそれら資料・書の閲覧と利用ができる。また、会員が必要な資料や情報を的確に案内するレファレンスサービスも受けることができる。

(5)東京大空襲・戦災資料センターの利用

東京大空襲・戦災資料センター維持会員は、東京大空襲・戦災資料センター主催の研究会、講演会等の案内を受け、当センターの利用規程に基づき展示室、研究・資料室の入室・利用ができる。

(除名)

第7条 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

(1)違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき。

(2)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第6号に該当するに至ったとき。

(3)正当な理由がなく会費を3年分以上滞納したとき。

2 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項により会員を除名する場合、代表理事はその事由を評議員会に報告し、評議員会の承認を得なければならない。

(退会)

第8条 会員はいつでも退会通知をこの法人に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の入会金、会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改正)

第9条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人政治経済研究所の設立の登記の日(平成23年10月11日)から施行する(平成22年11月26日理事会議決、平成22年12月16日評議員会承認)。